

ダイワのNISA取扱規定 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
第4条 NISA口座を通じた取引 1. ～3. (省 略) 4. 当社はお客様への事前の通知なく、取扱う商品や取引を追加することが出来るものとします。一方、取扱う商品や取引の一部又は全部の中止を行う場合には、第17条に準じてその内容によりお客様へご通知等を行います。なお、取扱わない商品及び取引の主なものは以下の通りです。 (1) 新株予約権付社債の売買 (2) 新株予約権の買付 (3) 非上場の外国株式投資信託の売買 (4) <u>外国株式の外国取引及び外貨決済による国内店頭取引</u> (5) 外国株式の配当金等の外貨による受取り等 5. (省 略) 附則 この規定は、<u>2024年1月1日</u>より適用されます。 以 上	第4条 NISA口座を通じた取引 1. ～3. (現行どおり) 4. 当社はお客様への事前の通知なく、取扱う商品や取引を追加することが出来るものとします。一方、取扱う商品や取引の一部又は全部の中止を行う場合には、第17条に準じてその内容によりお客様へご通知等を行います。なお、取扱わない商品及び取引の主なものは以下の通りです。 (1) 新株予約権付社債の売買 (2) 新株予約権の買付 (3) 非上場の外国株式投資信託の売買 (4) <u>外貨決済による外国株式の売買</u> (5) 外国株式の配当金等の外貨による受取り等 5. (現行どおり) 附則 この規定は、<u>2025年5月12日</u>より適用されます。 以 上